

防火構造及び消火設備に関する統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じていた。

今般、SOLAS 条約 II-2 章及び火災安全設備コード (FSS Code) に関する IACS の統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 圧力平衡用の開口及びダクトの設置を禁止する旨を規則中に明記し、検査要領に規定していた例外規定を削った。(IACS 統一解釈 SC119)
- (2) 貨物倉の固定式消火装置を省略する場合について、運送予定の貨物リストの提出を明記した。また、不燃性材料であると認められる貨物については、上記貨物リストに含める必要がない旨を明記した。(IACS 統一解釈 SC197)
- (3) 固定式ガス消火装置と同等と認められる固定式消火装置について、詳細要件を規定した。(IACS 統一解釈 SC200)
- (4) R 編 19 章に規定する危険物の運送に関する要件のうち、ばら積み貨物区域に対する要件の適用を明記した。(IACS 統一解釈 SC87)
- (5) 危険物を積載する貨物倉に隣接する区画であって、当該貨物倉との気密性が確保されないものについて、通風装置の要件を明記した。(IACS 統一解釈 SC89)
- (6) 危険物運送に対して要求される防護服の選定に関して、詳細を追記した。(IACS 統一解釈 SC91)
- (7) 旅客船規則検査要領の表 7-1-A1 に、平衡ダクトの禁止及びギャレイダクトの要件の適用に関する解釈を追記した。(IACS 統一解釈 SC106 及び SC119)